## 全国農業再生推進機構 設立総会のおける主な意見

## <議事(1)規約(案)について>

- 全国農業再生推進機構(以下、全国組織)に多様な関係団体が参加することが最も重要であり、躊躇なく参加できるという前提を確保すべき。今後、オブザーバーの意見も踏まえながら見直してほしい。
- 全国組織に参加することによって、自らの活動に制約がかかってしまうことが懸念する意見がある。参加しやすい組織、自由な意見が述べられる組織、各立場の方々の意見が反映される組織とすべき。
- 名称が抽象的過ぎるので、マッチングや情報交換という機能がぱっと見て わかる名称のほうがよい。
- 第8条の役員規定は、補助事業の参加の有無にもよるので、取り組みの具体化の議論のうえで検討が必要。
- 規約案は、昨年11月24日の「全国組織のイメージ」(マッチングの支援、 主体的な取り組みの促進)とは違っているのではないか。違和感がある。
- 規約案には、主体的行動を拘束する・縛るような表現が多い。
- 規約案本文に規定されていないオブザーバーを別紙としてつけるのはお かしいのではないか。
- 関係団体は米を通じて、いわば同じ船に乗っており、生産者側も需要者側もおかしくなっては困る。全体が満足する全国組織にして、需要に応じた生産の取り組みがうまくいくようにすべき。
- 自由な意見交換の場として会議そのものを公開したほうがよい。
- 議事録は、原則として、ではなく必ず公表すべき。
- 本日段階では、何をいったいどのように進めるのか、よくわからない。具体的に何をやるかが、まず一番重要。
- 規約の見直しができるのであれば、それを前提として、規約を決めて全国 組織を設立すべき。
- 会員は、会員として全国組織に協力できる前提で参加していると理解している。
- それぞれ大変多くの意見を持っているので、まず規約をまとめて、具体的 な取り組みの協議を行うべき。

## <議事(3)(4) 取組方針および今後の取り組みについて>

- 取組方針(案)では、名称を「本機構」と略しているが、規約に合わせて「全国組織」とすべき。
- 取組方針(案)で「働きかける」とあるが、構成員に働きかけることになれば、事業活動の制限につながることが懸念される。
- 全国組織が、農業再生協議会に何をどのようにして働きかけるのか、誤解

を招くので、明確にすべき。

○ 取組方針(案)において、主食用米と主食用米以外の扱いを同じにすべき。

## くその他>

- 米価の上昇は既に社会問題化している。消費者につけ回しているのだから、 農業団体には説明責任がある。
- 全国組織は価格の問題を議論する場ではないと理解している。別の場で議論すべき。
- マッチングは実効性のある生産者と結びつかないと、ただ表面だけの話になり、成果が上がらない。過去の生産調整関係の会議が結局反故になったの 経緯もあるので、実効性のある事業にする必要。
- 加工原料米の不足により、背に腹は代えられず外国産米も使用しているが、 国産農畜産物の需要減につながることを危惧している。
- 生産農家の高齢化は深刻であり、決まったパイを取り合うという構造になりつつあるので、需要を産地に伝えていけるよう、全国組織を活用したいし、 政府や再生協議会への訴えかけに期待したい。

以上